

➤ 長い間ご使用になっていない預金通帳・証書について

株式会社佐賀銀行

当行では、お預け入れいただいたまま長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態になっている預金も引き続きお預かりしています。

預金通帳・証書とお取引印の確認など、所定の手続を経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いします。

また、休眠預金等活用法にもとづく休眠預金となった場合でも、当行を通じて、引き続き払い戻すことができます。

なお、預金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合でも、ご本人の預金であることが確認できれば払戻しができますので、ご本人が確認できる資料のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意のうえ、当行本支店の窓口までご照会・ご相談ください。

⇒ [金融庁ホームページにおける「休眠預金活用法特設ページ」](#)へ

以 上